

京都市産業科学技術推進委員会設置要綱

制定 平成19年3月30日

改正 平成21年4月1日

(設置)

第1条 京都市産業科学技術振興計画（以下「計画」という。）を具体化し，計画に掲げる施策を円滑に推進するため，京都市産業科学技術推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は，産業科学技術に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し，又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は，1年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，通算して6年を超えない範囲で再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員長が招集する。

2 委員長は，会議の議長となる。

3 委員会は，必要があると思われるときは，委員以外の者に対して，会議への出席，意見の陳述，説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は，次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 産業科学技術振興に係る総合的な施策の方向性及び重点化の検討
- (2) 産業科学技術振興に係る実施施策の評価
- (3) その他産業科学技術振興に関すること。

(開催)

第7条 委員会は、必要に応じて随時開催する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、京都市産業観光局産業振興室に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。